令和８年 10 月 14 日
港　　湾　　局

東京港大井ふ頭及び青海ふ頭において確認された「ヒアリ」について

令和８年10月９日（金）に東京港大井ふ頭で確認されたアリ及び11日（日）に青海ふ頭で確認されたアリについて、専門家による同定の結果、要緊急対処特定外来生物であるヒアリ(*Solenopsis invicta*)であることが確認されましたので、お知らせします。本件は、環境省が毎年実施している定期的な全国港湾調査において確認されたものです。

平成29年６月の国内初確認以降、これまでのヒアリの確認事例は令和８年10月14日(水)現在で21都道府県、計214事例です。

１　経緯

10/９（金）　環境省が実施する全国港湾調査の東京港大井ふ頭での調査において、調査事業者がコンテナヤード上において、ヒアリと疑わしいアリを約250個体確認。確認場所周辺に殺虫餌(ベイト剤)を設置し、防除を実施。環境省が専門家に同定を依頼。

10/11（日）　同調査の東京港青海ふ頭での調査において、調査事業者がコンテナヤード上において、ヒアリと疑わしいアリを約150個体確認。確認場所周辺に殺虫餌(ベイト剤)を設置し、防除を実施。環境省が専門家に同定を依頼。

10/13（火）　環境省から依頼を受けた専門家が、東京港大井ふ頭及び青海ふ頭で確認されたアリについてヒアリであることを確認。

２　今回確認されたアリについて

確認されたアリは、ヒアリの働きアリがそれぞれの確認場所において約250個体及び約150個体です。

３　今後の対応状況

(1) 環境省は、東京都等と協力して、東京港大井ふ頭及び青海ふ頭のコンテナヤードにおいて、目視等によるモニタリングと殺虫餌（ベイト剤）の設置を実施しています。

(2) 東京都は、ヒアリの確認箇所の近くにあったコンテナの取扱事業者に対し、コンテナ内側及び側面並びにコンテナ内に入っている物品にヒアリが付着していないか、更なる確認を依頼しています。

(3) 東京都は、国、地元区及び港湾事業者で構成する「東京港におけるヒアリ等対策連絡会」を通じて迅速に情報共有を図っています。

(4) 東京都は、次の普及啓発・注意喚起等を実施しています。

・　東京港内の港湾施設利用者及び地元区への周知
・　発見場所から半径２キロメートル圏内の海上公園に注意喚起の看板を設置
・　東京都ホームページにヒアリ等による被害の予防方法等の情報を掲載
・　港湾局ＳＮＳでの注意喚起

４　都民の皆様へのお知らせ

・　大井ふ頭及び青海ふ頭内で確認されたヒアリは、これまでに都内の住宅地等においては発見されておらず、ふ頭内で発見されたヒアリについては、現在駆除を行っております。
・　ヒアリは攻撃性が強く、刺された場合、激しい痛みを伴い、水疱状に腫れるなど人体にとって危険な生物です。もし、発見した場合には素手で捕まえたり、触らないように注意し、お住まいの区市町村や東京都環境局までご連絡ください。
・　ヒアリに関する詳しい情報については、以下のサイトに記載していますのでご参照ください。

「要緊急対処特定外来生物　ヒアリに関する情報」（環境省ホームページ）
https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/attention/hiari.html

・　環境省ヒアリ相談ダイヤルを毎日開設しています（12月29日～1月3日は除く）。
0570-046-110　AM9:00～PM5:00

【問合せ先】
港湾局港湾経営部経営課
電話 03-5320-5552